

(1) 安全・安心な食料の安定供給

生産者、流通・加工関係者、消費者などとの協働のもと安全・安心な食品づくりに向けた取組や道産食品の情報提供等の取組を進めるとともに、道民運動としての「愛食運動」の総合的な展開と北海道らしい食育を推進します。

ア 安全・安心な食品づくりに向けた取組の推進

「北海道食の安全・安心条例」(平成17年北海道条例第9号)に基づき、生産者をはじめ、流通・加工関係者や消費者など、道民との協働のもと、人々の生命と健康を支える「食」の安全・安心を確保するための取組を推進します。

- 「北海道食の安全・安心基本計画【第3次】」(平成26年3月策定)に即し、生産から消費に至るまでの食の安全・安心の確保に関する施策を総合的・計画的に推進します。
- 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」(平成17年北海道条例第10号)に基づき、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入の防止を図ります。
- 農業生産段階における工程管理手法(GAP: Good Agricultural Practice)の導入を推進します。
- 肥料や農薬、動物用医薬品、飼料が適正に流通、販売及び使用されるよう、それぞれの関係法令等に基づき、製造・販売業者や生産者等に対する検査・指導等を実施します。
- 道産牛肉の安全を確保するため、と畜場におけるBSEスクリーニング検査の厳正な実施と、特定危険部位(頭部(舌及び頬肉を除く。)、せき髄など)の除去・焼却を徹底します。

イ 道産食品の情報提供等の推進

- 消費者をはじめ、生産者、食品関連事業者等の中で相互に情報や意見の交換を行い、理解を深めるリスクコミュニケーションの取組を推進します。
- 道産食品に対する信頼確保を図るため、食品表示法など食品の表示に関する関係法令等の普及・啓発に努め、適正な表示を促進するとともに、道産食品の表示状況を調査する道産食品全国モニターを各都府県に配置します。
- 道産食品独自認証制度(きらりっぷ)や道産食品登録制度などを活用し、道産食品に対する消費者の信頼確保と食の北海道ブランドづくりを推進します。
- 農産物検査制度の適正な運用と、「米トレーサビリティ法」等に基づき米穀の取引に係る情報の記録や販売事業での遵守事項の徹底など米穀取扱事業者等への指導、普及・啓発を実施します。

ウ 道民運動としての「愛食運動」の総合的な展開

- 「食育」や「地産地消」、北海道に合った「スローフード運動」など消費者と生産者等との結び付きを強化する「愛食運動」を総合的に推進します。
- 道内流通関係者と連携した「愛食の日（どどん食べよう道産DAY）」の普及・啓発や観光・外食産業、食品加工業など関連産業における道産農産物の活用を促進します。
- 「米チェン」や「麦チェン」の推進のほか、道産農畜産物の地産地消を推進します。
- 地域固有の食文化や伝統などが次の世代にしっかりと受け継がれるよう、北海道らしい食づくりを行うために必要な知識と技術を持つ者を登録する「北海道らしい食づくり名人登録制度」を推進します。

エ 北海道らしい「食育」の推進

- 「どさんこ食育推進プラン」（平成26年3月策定）に基づき、食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」を総合的に推進します。
- 子どもたちが地域の農業や食関連産業、食と環境との関係などについての理解を深めるための農業体験などを推進するとともに、食文化の継承を図ります。
- 市町村や学校給食関係者等への食育に関する情報提供とともに、地元食材の給食などでの利用促進など地域及び関係団体等による連携した食育の取組を支援します。

オ 消費者と生産者との結びつきの強化

- 企業や団体、グループを「北のめぐみ愛食応援団」として登録することにより、それぞれの自発的な取組を促進し、道民の皆さんと協力し合う愛食運動を展開します。
- マルシェ（直売市）や直売店舗などを通じた道産農畜産物の消費拡大や消費者との交流促進、道産食品を活用した料理を提供する「北のめぐみ愛食レストラン」の認定などの取組を通じ、生産者と消費者の「顔が見え、話ができる」関係づくりを一層促進します。
- 食の安全・安心や多面的機能を発揮する農業・農村の役割とそれを支える農業者等の取組に対する道民理解を深めるため、地域の草の根交流やマスメディア等を活用した情報発信を行います。

(2) 需要に応じた生産・供給体制の整備

消費者や実需者の多様なニーズに対応した競争力のある農畜産物の計画的かつ安定的な生産を推進します。

ア 消費者ニーズに対応した生産体制づくり

消費者や実需者の多様なニーズに対応した競争力のある農畜産物の計画的かつ安定的な生産・供給体制づくりを進めるため、新たな品種や栽培技術の開発・導入、ICTの活用、耕畜連携や輪作体系の確立、農地の大区画化等を推進します。

[稲作]

- 「売れる米づくり」を基本とした水田農業の発展を図るため、引き続き高品質・良食味米の安定生産を推進し、ブランドの確立を進めるとともに、業務用米、加工・飼料用米等の用途に応じた生産の取組などにより、北海道米の需要を拡大します。
- 品種の特性を最大限発揮する栽培技術や低コストで省力的な生産技術の開発・普及を推進します。

[畑作]

- 実需者ニーズに即した計画的・安定的な生産による適正な輪作体系の維持・確立を基本に、緑肥や堆肥等の活用による土づくり、そばなどの地域の特色を活かした作物や高収益作物等の生産を推進します。

《小麦》

- 日本めん用、パン・中華めん用など各用途の需給動向に即した品種の作付けを基本に、加工適性に優れ気象災害や病害に強い多収品種の開発を図るとともに、品種や地域特性などに応じた安定栽培技術の普及を推進します。

《豆類》

- 需給動向に即した計画的な作付けを基本に、豆腐や製あんなどの加工適性に優れ気象災害や病害に強い多収品種の開発、安定栽培技術の普及、収穫作業の機械化や組織化による省力化・低コスト生産を推進します。

《てん菜》

- 低コストで省力的な持続的生産体制の確立や糖量の多い耐病性品種の導入を進めるとともに、輪作体系上重要な基幹作物として、地域経済への影響も考慮し、作付けの安定化を推進します。

《馬鈴しょ》

- 実需者ニーズに対応した作付けにより、加工食品用への供給を拡大するとともに、各種用途に適したジャガイモシストセンチュウ抵抗性等の耐病虫性品種の開発とその普及を推進します。

[野菜]

- 野菜価格安定制度の着実な実施を基本に、需要が増加している加工・業務用野菜の安定生産とともに、消費者ニーズに対応した多様な品目の生産や出荷期間の延長などを推進します。
- 高度な環境制御やバイオマス、地熱などの再生可能エネルギーを活用した施設園芸の展開を推進します。

[果樹]

- 消費者ニーズの多様化に対応した高品質でおいしい果実の安定生産とともに、産地ブランド力の向上や地産地消を推進します。
- 道内ワイン製造業者の多様なニーズに対応した醸造用ぶどうの植栽や安定生産技術の普及を推進します。

[花き]

- 花き農業の体質強化や高品質な花きの安定生産による産地ブランド力の向上、流通体制の高度化とともに、道産花きを利用した花育を推進します。

[酪農]

- 本道の優位性を活かし、自給飼料基盤に立脚した安全で良質な生乳の生産を推進するとともに、家畜改良の促進等による乳用牛の資質の向上とその能力を最大限発揮する飼養管理の徹底により生産性の向上を図ります。また、搾乳ロボットなどの導入による省力化を推進します。

[肉用牛]

- 繁殖から肥育までを行う一貫経営への移行や地域で繁殖・育成を集約化する体制の構築のほか、耕種部門への肉用牛の導入や酪農部門との複合経営による多様な肉用牛生産を推進するとともに、家畜改良の促進による繁殖雌牛の能力向上等や飼養管理の改善による生産性の向上を図ります。

[軽種馬等]

- 軽種馬については、優良な種牡馬や繁殖牝馬の導入促進、馬生産の分業化や共同化など生産方式の見直し等による強い馬づくりを推進するとともに、肉用牛や野菜などの導入による経営の複合化等に取り組み、馬産地の構造改革を推進します。
- 農用馬については、優良な繁殖雌馬の導入や繁殖奨励などを推進します。

[中小家畜]

- 豚や鶏などについては、衛生管理の徹底などによる生産性の向上と需給動向に見合った安定的な生産を推進します。また、ハチミツの増産などによる養蜂業の振興を図ります。

イ 効率的で安定的な生産・流通システムの確立

地域や担い手の創意工夫による強みを活かした取組を通じ、消費者等のニーズに対応した安全で良質な農畜産物の計画的・安定的な生産・供給を図るため、生産段階の省力化、低コスト化、高付加価値化とあわせ、流通段階の効率化などを進め、競争力のある産地づくりを推進します。

- 産地の競争力強化に向け、生産コストの低減や高収益作物の導入、付加価値向上等を図るための高性能な農業用機械や集出荷貯蔵施設、加工施設など生産・流通体制の整備を推進します。
- 地域の条件に対応した集送乳体制の整備や生乳の道外移出等の広域流通に係る効率的な輸送手段の確保を図るとともに、乳業施設や食肉処理施設の合理化などを推進します。
- 地域の畜産生産基盤の強化と地域ぐるみでの収益性の向上を図る畜産クラスターの取組を推進します。

ウ 自給飼料生産基盤の確立

自給飼料を活用した畜産経営の安定を図るため、地域に応じた植生改善やコントラクター等の飼料生産組織への支援、耕畜連携、飼料用米の利用拡大、放牧の普及等により、良質で低コストな自給飼料の生産・利用を推進します。

- 優良品種を活用した計画的な草地の植生改善の取組や栽培管理技術の高度化、コントラクターやTMRセンター等の飼料生産組織の支援などを推進します。
- 耕畜連携によるイアコーンサイレージや子実用とうもろこし等の自給濃厚飼料の生産・利用を推進するとともに、飼料用米・稲発酵粗飼料等の利用の拡大を推進します。
- 酪農や肉用繁殖雌牛における放牧の活用により、自給粗飼料利用率の向上を図ります。

(3) 環境と調和した農業の推進

環境と調和し、消費者の期待に応えるクリーン農業や有機農業を推進するとともに、自給飼料に立脚した畜産を推進します。

ア クリーン農業の一層の推進

- クリーン農業の普及拡大を推進するとともに、消費者の期待に応えるクリーン農業技術のさらなる高度化や地域資源の活用を基本とした取組を推進します。

- YES!clean表示制度に取り組む産地の育成・拡大のため、農業者や消費者への制度の普及・啓発や生産集団への技術指導とともに、原材料として使用する加工食品への表示の拡大を推進します。
- クリーン農産物の生産の安定を図るため、土づくりに向けた堆肥投入などの土壌改良や農地の排水性改善等の農業生産基盤の整備を推進します。
- クリーン農業が環境保全に果たす役割などについて、イメージキャラクターや各種媒体を活用し、道民の理解促進を図ります。

イ 有機農業の一層の推進

- 有機農家等のネットワークづくりや有機農業への新規参入、慣行農家の一部有機化を促進するとともに、有機農産物の販路拡大や有機農業に対する理解の醸成を推進します。
- 病害虫に強い品種の開発や有機農産物の収量・品質の安定化技術、病害虫が発生しにくい栽培環境づくり、効率的な雑草防除技術の開発など、先進的な有機農家が現場で実践している技術も含め、有機農業の普及に向けた取組を推進します。

ウ 自給飼料に立脚した畜産の推進

- 自給飼料を最大限に活用するための植生改善をはじめ、酪農や肉用牛経営における放牧の推進、家畜排せつ物の適切な施用など、環境と調和した畜産を推進します。

エ 農業系廃棄物の適正処理の推進

- リサイクルを基本とした農業用廃プラスチックの適正処理を進めるため、道や市町村段階における協議会の活動強化と排出量の抑制に向けた代替資材の普及を推進します。
- 硝酸性窒素等による汚染を防止するため、地下水の検査・監視に努めるとともに、減肥技術等の普及や家畜排せつ物の適正な処理を推進します。
- 有機性廃棄物に由来するたい肥などの利用に当たって、特殊肥料の安全性の確保とともに有機質資材の適正使用や適正施肥の普及・指導に努めます。

オ 防疫対策の推進

- 農作物の病害虫に対する精度の高い発生予察情報の提供やこれらに基づく適期防除を推進します。
また、新たな病害虫が発生した場合には、迅速な植物防疫対策を推進します。

- 家畜伝染病の発生予防とまん延防止のための検査や監視の徹底を図り、的確かつ効率的な家畜衛生対策を推進します。

(4) 生産資材の安定供給と鳥獣害の防止

主要農産物等の種子の円滑な供給とともに、農業資材の安定供給を推進します。

ア 農業生産資材の安定供給

- 良質な農産物を低コストで生産するため、主要農作物等の優良品種の種子増殖を安定的に進めるとともに、円滑な供給を推進します。
- 燃油や肥料・農薬、飼料などの安定供給と価格の安定を図るとともに、省エネルギー型の園芸施設や機械の導入による生産コストの低減を推進します。
また、土壌診断に基づく適正施肥を推進します。

イ エゾシカなど鳥獣による農業被害防止対策の推進

- 計画的な捕獲、追い払い、農用地への侵入防止柵の整備やエゾシカ肉等の利活用も含めた適正処理など総合的な鳥獣被害対策を支援し、野生鳥獣による農作物等への被害の軽減を図ります。

(5) バイオマス等の地域資源の利活用の推進

家畜排せつ物や稲わら、木質バイオマス等未利用資源の有効利用を促進し、地域農業の振興と環境保全の取組を促進します。

- 「北海道家畜排せつ物利用促進計画」（平成28年3月策定）に基づき、家畜排せつ物を良質な堆肥・液肥等として利用を促進するとともに、エネルギーとしての利用推進を図るなど、関係機関が連携して指導・助言を行い、適正な管理及び有効活用を推進します。
- 「北海道バイオマス活用推進計画」（平成25年12月策定）に基づき、地域内のバイオマス資源の発生量の把握や循環利用に向けた技術の開発、地域の利活用体制の整備など、関係部局が連携して、その適正な処理と利活用を促進します。
- 農村地域に存在する豊富なバイオマス資源や太陽光、水力、風力等の再生可能なエネルギーの生産・利用の拡大を促進します。

(6) 食料自給率向上への貢献

我が国の食料自給率の向上に最大限寄与していくため、本計画に示している生産努力目標の達成に向けて、道をはじめ市町村、農業者・農業団体、消費者など関係者が一体となって、生産と消費の両面にわたる様々な取組を推進します。

- 本道の農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継いでいくために必要な道民理解の促進を図ります。
- クリーン農業など環境と調和した持続的な農業の推進とともに、生産基盤の計画的な整備や生産性向上に向けた新品種・新技術の開発・普及などにより消費者の期待に応える安全・安心な食料を安定的に生産、供給します。
- 国内外の食市場の変化への対応や世界の食関連市場の取り込みに向けて、6次産業化や地域の特色を活かしたブランド化の推進、農畜産物等の輸出促進に向けた環境整備を推進します。
- 地域農業を支えていく後継者や意欲の高い新規参入者の育成・確保の推進や法人組織経営体の育成を図るとともに、地域営農支援システムの確立などにより、地域の多様な担い手を支援します。

さらには、女性農業者や高齢農業者が生産面や経営面をはじめ、様々な場面で活躍できる環境の整備を推進します。

- 農業生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化を進め、農地の効率的な利用、優良農地の確保を推進します。

また、新品種・新技術やICTなどを活用した省力化や低コスト化、高品質化などスマート農業の実現に向けた新技術の開発・普及を進めます。

- 農村地域の多様な資源を活かした農村づくりを推進するとともに、農業・農村の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民なども参画する共同活動を支援します。

グリーン・ツーリズムなどの取組を通じた都市と農村の交流や農村への移住・定住の促進とともに、高齢化にも対応した医療・保健・福祉サービスの充実など、誰もが安心して暮らせる社会サービスの充実に取り組みます。